

2019年5月17日金曜日 | 午前9時～午前11:30時半
ミヤコハイブリッドホテル トーランス

カリフォルニア消費者プライバシー法 準備期間は残り9ヶ月

カリフォルニアの住民があなたの会社でのデータ収集について問い合わせてきた場合、45日以内に過去12ヶ月間その住民について集めたありとあらゆる個人情報を、その住民に簡単に使いやすい形にして提出することができますか？

これは、昨年成立し2020年1月1日に発効するカリフォルニア州の新たな「カリフォルニア消費者プライバシー法 (CCPA)」のもとで、新たに対応が求められる事項の一つです。CCPAは規模に関わらず幅広い範囲の企業に適用され、カリフォルニア州外の企業であっても、カリフォルニア州の住民に関する個人情報を保有していれば適用されます。CCPAは消費者に対して、企業が自分に関して保有するあらゆる個人情報のコピーを出すよう求める権利や、自分の情報を削除してもらう権利や、あなたの会社に対して自分の情報を売却あるいは開示しないよう求める権利を新たに与えています。同じ日に25件の請求を受けた場合を想像してみてください。あなたの会社のビジネスはどのような影響を受けることになるでしょうか？

法律が発効するまでちょうど残り9ヶ月以下となった今こそが、新たなプライバシー法のもとで対応を求められる事項を理解し、あなたの会社の内部システムをCCPAの要求に合うように調整する絶好のタイミングといえます。このセミナーでは、以下のトピックを扱う予定です。

1. 新法CCPAの紹介
2. CCPAのもとでの企業の新たな義務とコンプライアンスの課題
3. CCPAのもとでの消費者の新たな権利
4. CCPAのコンプライアンスのための実務上の手引き
5. 質疑応答

プレゼンター：



奈良房永
パートナー
ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・
ピットマン法律事務所 (ニューヨーク)



キャサリン・メイヤー
シニアカウンセル
ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・
ピットマン法律事務所 (ロサンゼルス)



ジョセフ・S・キャンベル
ディレクター
ナヴィガント・コンサルティング・インク
(ワシントン DC)

参加費

\$15 - JASSC 会員

\$30 - 非会員、または会員のゲスト

お申し込み: www.jas-socal.org

お問い合わせは南加日米協会目時(めとき)・ジョアンナまで
ご連絡ください。

電話: 310-965-9050 内線#104

メールアドレス: metoki@jas-socal.org